

# memoring 利用規約

## 第1条 (定義)

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「制作業務」とは、制作契約における利用者の希望するジュエリーを制作する業務をいいます。
- (2) 「制作契約」とは、利用者と当社の間で成立する利用者が当社に対して利用者の希望するジュエリーの制作を委託し、当社がこれを受託する契約をいいます。
- (3) 「提携デザイナー」とは、当社が提携するジュエリーの制作を行うデザイナーをいいます。
- (4) 「当社」とは、memoring 合同会社をいいます。
- (5) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるものをいいます。
- (6) 「法令等」とは、法令、通達、指針、ガイドラインその他の司法上及び行政上の規制をいいます。
- (7) 「本契約」とは、制作契約その他本規約に基づき当社及び利用者間の権利義務関係を規律する契約をいいます。
- (8) 「本サービス」とは、「memoring」の名称（名称が変更された場合には、変更後の名称を含みます。）で当社が提供するジュエリー制作のための利用者とデザイナーのマッチングサービス、ジュエリーの制作業務及びこれに関連して当社が提供するサービスをいいます。
- (9) 「本サービス案内等」とは、当社が利用者に通知する本サービスの案内、マニュアル、当社ウェブサイト上の表示、利用上の注意その他の情報をいいます。
- (10) 「マッチングサービス」とは、本サービスのうち、当社が提供するジュエリー制作のための利用者と提携デザイナーのマッチングサービスをいいます。
- (11) 「利用者」とは、本規約に同意したうえで当社所定の方法で本サービスの利用の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したお客様をいいます。

## 第2条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、利用者の本サービスの利用についての一切に適用されます。
- 2 本サービス案内等は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約と本サービス案内等の内容が抵触する場合には、本規約が優先するものとします。

## 第3条 (本サービスの利用)

利用者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできないものとします。利用者が本サービスを利用した時点で本規約に同意したものとみなします。

## 第4条 (マッチングサービスの申込み)

マッチングサービスを利用とするお客様は、当社所定の方法によりマッチングサービスの利用申込をするものとします。当社は、当社の判断により利用申込を承諾しないことができるものとし、かつ、利用申込を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。当社が当該利用申込を承諾したお客様は利用者となり、マッチングサービスの提供を当社より受けることができるものとします。

## 第5条 (利用者の情報)

- 1 利用者は、前条の利用申込の際に当社が指定する情報を提供するものとし、本サービス利用後に当該情報に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を通知するものとします。当社は、当該通知がなされなかったことにより利用者生じた損害について一

- 切の責任を負いません。
- 2 当社による利用者の個人情報の取扱いについては、別途当社が定めるプライバシーポリシー (<https://memoring.jp/privacy-policy/>) によるものとし、利用者は、当社が当該プライバシーポリシーに則って個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。
  - 3 利用者は、当社が、制作業務遂行の目的で、利用者の個人情報を、第6条第3項のマッチングが成立した提携デザイナーに対し開示することについて同意するものとします。
  - 4 利用者は、当社から本サービスの提供に必要な資料、情報等の提供その他の対応を求められた場合には速やかにこれに応じるものとします。利用者がかかる資料、情報等の提供その他の対応を怠ったことに起因して当社が本サービスを提供することができなかつた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条 (マッチングサービスの内容)

- 1 当社は、利用者に対し、制作業務を履行するために当社が適格であると判断する提携デザイナーを選定し、利用者に対し紹介します。
- 2 当社が前項に基づき提携デザイナーを選定した場合、利用者に対し、当社所定の方法で連絡します。利用者は、当該連絡を受けた場合、当社が定める期限までに、紹介を受けた提携デザイナーを制作業務のために利用するか否かを、当社に対し、当社所定の方法で連絡するものとします。当社が定める期限までに利用者から当社に対し連絡がない場合、当社は、当該マッチングは不成立になったものとみなすことができるものとします。
- 3 前項の期限内に、利用者から当社に対し、紹介を受けた提携デザイナーを制作業務のために利用する旨の連絡が到達した時点で、利用者 と提携デザイナーのマッチングが成立したものとみなします。
- 4 当社は利用者に対し、第1項のデザイナーを紹介するよう努めますが、利用者が提携デザイナーの紹介を必ず受けられること、一定の期限までに紹介を受けられること、利用者の期待に合致する提携デザイナーの紹介が受けられることを保証せず、これに利用者は同意するものとします。

#### 第7条 (制作打合せ及び見積り等)

- 1 前条第3項のマッチングが成立した場合、利用者、当社及び提携デザイナーは、利用者の希望のヒアリングその他の制作業務に必要な事項の確認のために、打合せを実施するものとします。
- 2 利用者は、第三者の著作権、意匠権その他の権利を侵害し、又はその恐れがある内容の制作業務を当社に対し発注することはできないことを、予め承諾するものとします。
- 3 第1項の打合せに基づき、当社は利用者に対し、利用者の希望に基づいて提携デザイナーが作成したジュエリーのデッサンその他の仕様を表現する書面 (以下「本デッサン」といいます。) を提示します。
- 4 第1項の打合せに基づき、当社は利用者に対し、制作業務の代金 (以下「制作代金」といいます。) その他の条件を記載した見積書 (以下「本見積書」といいます。) を提示します。

#### 第8条 (制作契約の成立)

本デッサン及び本見積書記載の制作代金その他の条件を利用者が承諾する場合、利用者は当社に対し、当社所定の方法で、制作契約の申込みをするものとします。当該申込みが当社に対して到達した時に、制作契約は成立するものとします。

#### 第9条 (制作代金等)

- 1 制作代金及びその支払期限は、本見積書又は本サービス案内等に別途定めるところに

- よりも。利用者は、制作代金を、本見積書又は本サービス案内等に別途定める方法で支払うものとします。なお、支払いに必要な手数料は、利用者の負担とします。
- 2 利用者は、本サービスの利用に必要な通信機器及び通信にかかる費用を、自ら負担するものとします。

#### 第10条（制作業務）

- 1 利用者は、制作業務を、当社が提携デザイナーに対し再委託することにつき承諾するものとします。
- 2 利用者は、第6条第3項のマッチング成立後でも、やむを得ない事情により当初マッチングが成立した提携デザイナーが制作業務を履行することができなくなった場合には、当社は、利用者に対し、当社が適格であると判断する他の提携デザイナーを改めて紹介するものとします。この紹介については、第6条第2項の規定を準用するものとします。
- 3 当社は、利用者から制作代金の入金があった後に、速やかに制作業務を開始するものとします。制作代金が入金されない限り、当社及び提携デザイナーは、制作業務を開始する義務を負わないものとします。

#### 第11条（制作業務に関する連絡等）

利用者は、制作業務開始後も、当社又は提携デザイナーから制作業務の内容に関して連絡又は問合せがあった場合には、これに対応するものとします。

#### 第12条（納品・保証）

- 1 当社は、利用者に対し、本見積書に定められた納期までに、制作業務の対象であるジュエリー（以下「納品物」といいます。）を納品します。但し、原材料の在庫及び仕入の状況、配送状況、営業日の状況並びに繁忙時期等の理由によって、当社は利用者事前に連絡をした上で、納期を変更させていただく場合があることを、利用者は予め承諾するものとします。
- 2 利用者は、納品物の納品を受けた場合には、直ちに納品物の確認を行うものとします。当社は、納品物の納品後1ヶ月間に限り、本デッサンの内容に適合していない場合には、納品物の修補に応じるものとします。当社は、この修補請求へ対応するほかは、一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（納品物の権利等）

- 1 納入物の所有権は、納品時点で当社から利用者へと移転するものとします。
- 2 納入物の危険負担は、納入前は当社が、納入後は利用者がそれぞれ負担するものとします。
- 3 納入物及び本デッサンの著作権及び意匠権は、当社に帰属するものとします。利用者は、納入物を自由に利用することができますが、納入物及び本デッサンを当社に無断で複製、頒布及び公衆送信することはできないものとします。

#### 第14条（メンテナンス）

前条第2項の定めにかかわらず、制作契約で定めるところにより、利用者は当社に対し、納品物のメンテナンスを依頼することができるものとします。

#### 第15条（返金等）

利用者は、制作代金の入金後は、第22条第2項に定める場合を除き、いかなる理由に基づいても、制作代金の返還を当社に対して求めることができず、当社は返還する義務を負わないものとします。

#### 第16条（本規約等の変更）

- 1 当社は以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を随時変更することがありま

す。なお、この場合には、本契約には、変更後の利用規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び合理性があるとき
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、7日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を利用者に通知するものとし、当該予告期間の満了日の経過をもって、本規約の変更の効果が生じるものとします。
  - 3 利用者が上記の変更後も本サービスの利用を継続した場合、利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

#### 第17条（アカウントの管理）

- 1 利用者は、当社からアカウントを付与された場合には、当該アカウントのID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。当該ID及びパスワードを使用して行われた本サービスの利用は、利用者による利用とみなすものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。
- 2 利用者は、自らに付与されたID及びパスワードを第三者に使用させず、かつ、譲渡、担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

#### 第18条（禁止行為）

- 1 利用者は、本サービスの利用に際して、以下に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社から紹介を受けた提携デザイナーと、当社を介さずに、直接又は間接に、ジュエリーの制作に関する請負契約、業務委託契約その他の契約を締結する行為
  - (2) 本デザインを流用して、当社以外の第三者にジュエリーの制作を依頼する行為
  - (3) 利用者に適用される法令等に違反する行為
  - (4) 犯罪の手段として本サービスを利用する行為
  - (5) 本サービスの利用にあたり、虚偽又は不完全な情報を申告する行為
  - (6) 社会規範又は公序良俗に反する行為
  - (7) 当社、他の利用者又は第三者の権利を侵害する行為
  - (8) 当社、他の利用者又は第三者の使用するソフトウェア、ハードウェアなどの機能を破壊したり、妨害したりするようなツールやプログラム等の投稿等をする行為
  - (9) 本サービスに対する、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
  - (10) 当社のサーバー若しくはネットワークの機能を破壊し、又は妨害する行為
  - (11) 当社が意図していない動作（不具合、バグ、誤作動を含みますが、これに限られません。）、意図的に改ざんしたデータ又は当社が認めていないプログラム等を使用（以下「不正使用」といいます。）して、自己又は第三者の利益を得ることを目的として行う行為
  - (12) 不正使用を目的としたツールやプログラムの開発、配布及び使用をし、又はこれらの行為を第三者に誘発、勧誘、幫助する行為若しくはその恐れのある行為
  - (13) 本サービスを妨害する行為
  - (14) 他の利用者又は提携デザイナーの情報を本サービスの利用に必要な範囲を超えて収集したり蓄積したりする行為
  - (15) 本サービスを、本来のサービス提供の目的とは異なる目的で利用する行為
  - (16) 他の利用者のID及びパスワードを使用して本サービスを利用する行為
  - (17) 他の利用者から本サービスのIDやパスワードを入手する行為
  - (18) 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
  - (19) 当社、他の利用者又は第三者の名誉又は信用を傷つける行為
  - (20) わいせつな図画、言辞又は表現を発信する行為
  - (21) 詐欺的、暴力的、又は脅迫的な表現を発信する行為
  - (22) アダルトサイト、ワンクリック詐欺サイト、ウィルス等の有害なコンピューター

- プログラム等を流布させることを目的とするサイト等当社が不適切と判断するサイトに誘導する情報を本サービス上で発信する行為
- (23) 本サービス及び本サービスの情報を、それが著作物に該当するか否かにかかわらず、書面による当社からの事前の承諾なしに、無断で複製、転載及び再配布等をする行為
- (24) その他当社が合理的な理由に基づき不適当と認定する一切の行為
- 2 利用者が前項第1号又は第2号に違反した場合、利用者は当社に対し、違約金として、金20万円又は本見積書に記載された制作代金のうちいずれか高い金額を支払うものとします。

#### 第19条（表明保証）

利用者は、利用者が当社に申告する情報（利用者が発注する制作業務の内容を含みますが、これに限られません。）について、以下の内容が含まれていないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れのある内容
- (2) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある内容
- (3) 本サービスに関係のない内容
- (4) 虚偽又は不完全な内容
- (5) 社会規範又は公序良俗に反する内容
- (6) 第三者が不快に感じる恐れのある内容
- (7) 犯罪又は反社会的勢力を肯定、美化又は助長する恐れのある内容
- (8) 当社、他の利用者又は第三者の名誉又は信用を傷つける行為
- (9) わいせつな図画、言辞又は表現
- (10) 詐欺的、暴力的、又は脅迫的な表現
- (11) アダルトサイト、ワンクリック詐欺サイト、ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を流布させることを目的とするサイト等に誘導する情報
- (12) その他当社が合理的な理由に基づき不適当と認定する内容

#### 第20条（利用停止）

- 1 利用者が、第18条の禁止行為を行ったと当社が認定した場合又は前条若しくは第31条の表明保証に違反があったと当社が認定した場合その他当社が本規約の違反があったと認定した場合、当社は、利用者に対する予告なく、当社の定める期間中に利用者の本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。
- 2 本条に基づく当社の措置により利用者が発生した一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第21条（本サービスの終了及び中断）

- 1 当社は、当社が適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。この場合、既に成立している制作契約については、当社及び提携デザイナーは引き続き、制作業務を履行するものとします。但し、当社は制作契約上の地位を直接提携デザイナーに承継させることで、制作契約の当事者から脱退することができるものとします。
- 2 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに関するメンテナンスを定期的又は緊急に行う場合
  - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - (3) 利用者又は提携デザイナーのセキュリティを確保する必要がある場合
  - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (5) 天災、法令改正等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - (6) その他前各号に準じ当社が合理的な理由に基づき必要と判断した場合

- 3 本条に基づく当社の措置により利用者に発生した一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第22条（本契約の解除）

- 1 当社は、利用者に以下の各号の一に該当する事由が発生したときは、直ちに利用者に通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 第9条の制作代金の支払を怠ったとき
  - (2) 第18条に定める禁止行為を行ったとき
  - (3) 第19条の表明保証に違反があったとき
  - (4) 前三項に定める他、利用者が本規約のいずれかの条項に違反したとき
  - (5) 過去に当社から本サービス又は当社が提供する他のサービスの利用停止、登録の抹消又は契約の解除をされた利用者であると判明したとき
  - (6) 差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
  - (8) 解散（合併の場合を除きます。）あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
  - (9) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
  - (10) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
  - (11) その他当社が利用者が本サービスを利用することにつき合理的な理由に基づき不相当であると認めたととき
- 2 当社は、第10条第2項に規定する他の適格な提携デザイナーを用意できない場合、同項に基づき他の提携デザイナーを利用者に紹介したものの、利用者と当該他の提携デザイナーにおいてマッチングが成立しない場合その他やむを得ない事情により制作業務を履行することができなくなった場合には、利用者から支払われた制作代金を利用者に返還して、制作契約を解除することができるものとします。
- 3 第1項及び前項に基づく解除により利用者に生じたいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、法令に別段の定めがあるほかは、本契約を解除することができないものとします。

#### 第23条（内容及び仕様）

当社は、本サービスの内容及び仕様を予告なく変更することがあるものとし、利用者はこれに異議を唱えることができないものとします。

#### 第24条（委託）

当社は、当社の裁量により、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第25条（知的財産権）

本サービスに関する特許権、著作権、意匠権、実用新案権、商標権等の知的財産権は当社又は権利者である第三者に帰属するものとし、本サービスの利用の許諾は、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

#### 第26条（使用許諾）

- 1 利用者は、本サービスを、本サービスの目的の範囲内でのみ、非独占的に、利用することができます。
- 2 利用者は、本サービスにおいて配信されるコンテンツその他の情報を複製（私的使用のための複製を除く。）、翻案、公衆送信、その他の方法により利用してはならない

ものとし、

- 3 利用者は、本サービスの使用を第三者に再許諾することができないものとし、
- 4 当社は、本サービスの使用許諾の有効期間を変更し、又は許諾を取り消すことができるものとし、
- 5 利用者が、登録抹消又は退会により本サービスの利用資格を喪失した場合には、本サービスの使用権も消滅するものとし、

#### 第27条（免責事項）

- 1 本サービスは現状有姿で提供されるものとし、本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとし、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと及び利用結果を含め、当社は、利用者に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないものとし、
- 2 当社は、利用者の希望するジュエリーを制作業務において制作するよう努めますが、利用者の希望する内容と納品物の間の軽微な相違及び合理的な技術的実現性の問題に基づく相違については、一切の責任を負わないものとし、
- 3 利用者の指図に基づいて制作業務を行った結果、利用者が生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとし、
- 4 当社は、利用者が本サービスを利用するために使用しているスマートフォン、タブレット、パーソナルコンピューター等の端末の不具合又は誤操作に起因する損害につき、一切の責任を負わないものとし、
- 5 利用者は、自らの費用と責任において、自らのデータのバックアップを行うものとし、当社は、本サービスの利用に伴い、データの消失若しくは破損等が生じた場合であっても、その理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、
- 6 本サービスに関して利用者との間に紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害を賠償するものとし、
- 7 本サービス内において表示されるリンクのリンク先のウェブサイトの情報については、当社が当該ウェブサイトを管理するものを除き、その正確性、最新性、適法性、網羅性及び有益性等について、当社は一切保証をしません。当社は当該リンク先のウェブサイトから利用者へ損害が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとし、
- 8 当社が利用者に対して法令上損害賠償義務を負担する場合（本規約の当社を免責する旨の規定が無効と判断されたことにより当社が損害賠償義務を負担する場合を含みます。なお、疑義を避けるため付言すると、本規約の当社の責任を全部免責する旨の規定は、当社に故意又は過失がないと考えられる場合を規定したものです。）でも、その損害賠償義務は、法令で許容される限り、利用者から現実に受領した制作代金の額を上限とし、かつ、利用者が直接及び現実に被った損害の範囲に限られ、それ以外の損害については一切のその責任を負わないものとし、但し、当社は、当社の故意又は重過失により会員に損害を与えた場合には、当社の故意又は重過失と相当な因果関係が認められる範囲で会員の損害を賠償します。本項の規定は、本規約の他の規定に優先して適用されるものとし、

#### 第28条（第三者サービス）

- 1 本サービスは、LINE等の当社以外の第三者により運営されるサービス（以下「第三者サービス」といいます。）との連携する場合がありますが、当社は、かかる連携が継続することを保証するものではありません。
- 2 利用者は、自己の責任において、第三者サービスを利用するものとし、第三者サービスの利用により利用者へ発生した一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとし、
- 3 第三者サービスの利用は、利用者との間に適用される、利

用規約、契約等に従うものとし、利用者は、自らの責任においてこれらの内容を確認し、順守するものとし、

#### 第29条（秘密保持）

- 1 利用者及び当社は、本規約に関連して相手方から提供された情報のうち、開示の際に秘密である旨の指定があった情報（以下「秘密情報」といいます。）について、相手方の承諾なく、本サービスの利用及び提供の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとし、但し、当社は、本条と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件として、第24条に基づき業務を委託した第三者に秘密情報を開示することができるものとし、
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の情報は、秘密情報に含まれないものとし、但し、個人情報については、以下に該当する場合であっても秘密情報に含まれるものとし、
  - (1) 開示を受けた時点又は知った時点において公知であった情報
  - (2) 開示を受けた後又は知った後、秘密情報を受領した者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (3) 開示を受けた時点又は知った時点において既に知得していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から知得した情報
  - (5) 相手方の秘密情報によらずして、創作、開発等した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用者及び当社は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができるものとし、

#### 第30条（通知）

- 1 当社は、本サービスに関連して利用者に通知をする場合には、本サービス若しくは当社ウェブサイトに掲示する方法又は登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
- 2 前項に定める方法により行われた通知は、前者の場合には通知内容が当社ウェブサイトに掲示された時点で、後者の場合は当社が電子メール・文書を発信した時点で、それぞれその効力を生じるものとし、

#### 第31条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約します。
  - (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、反社会的勢力であること。
  - (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 2 当社は、利用者が前項に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、
- 3 前項に基づく解除により利用者に生じたいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとし、

### 第32条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第3条から第5条まで、第6条第4項、第7条第2項、第9条（但し第1項については未払いがある場合に限りです。）、第10条第3項、第12条から第15条まで、第17条から第19条まで、第20条第2項、第21条第3項、第22条第3項、第23条、第25条から第29条まで、第31条第3項、及び本条から第35条までの規定は、有効に存続するものとします。但し、第29条については、本契約終了後3年間に限り存続するものとします。

### 第33条（権利義務の譲渡）

- 1 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の利用者の権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
- 2 当社が、本サービスに関する事業を第三者に譲渡したときは、当社は、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びに利用者に関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、予めこれに同意するものとします。

### 第34条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

### 第35条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本規約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されるものとします。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

以上